



簡易腰掛け便座の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認61産第4886号・昭和62年6月3日

財団法人 製品安全協会 改正・平成14年8月1日

財団法人 製品安全協会

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SGマーク制度）に適用するものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。財団法人製品安全協会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部又は全部を電子的又は機械的（写真、マイクロフィルムを含む。）ないかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

簡易腰掛け便座専門部会 専門委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属
田中 繁	国際医療福祉大学・大学院
安達 玄	東陶機器株式会社
竹内 準	積水ライフテック株式会社
岩田 朋巳	独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター
太田 修平	日本障害者協議会
岡倉 伸治	経済産業省 商務情報政策局サービス産業課医療・福祉機器産業室
鎌田 達夫	フランスベッド株式会社
北村 透	社団法人日本福祉用具供給協会
吉川 僚一	財団法人日本文化用品安全試験所
小山 美代	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所
赤坂 浩	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室
鈴木美根子	消費科学連合会
辻 義信	経済産業省産業技術環境局標準課環境生活標準化推進室
沖田 伸治	アロン化成株式会社
戸塚 健一	コンピウエルネス株式会社
佐藤 秀雄	新輝合成株式会社
斎藤 裕之	松下電工株式会社
坂本 鐵司	ユニバーサルデザイン研究所
柴田 輝子	主婦連合会
星野美枝子	全国地域婦人団体連絡協議会
清水 壮一	日本健康福祉用具工業会
尾崎 靖宏	日本生活協同組合連合会
平岡 英治	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

関係者 渡邊 慎一 厚生労働省老人保健福祉局振興課

(事務局) 財団法人製品安全協会

簡易腰掛け便座の認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Portable Toilet Seats for aged

1. 基準の目的

この基準は簡易腰掛け便座の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主として高齢者が、一般家庭等の便所内の和風大便器又は和風両用便器に装着することによって、洋風便器として使用する便座（以下「簡易腰掛け便座」という。）について適用する。なお、便座の上に置いて取付高さを補う補高便座は除く。

3. 形式分類

簡易腰掛け便座の形式は、次のとおりとする。

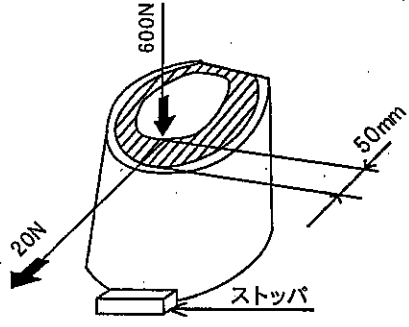
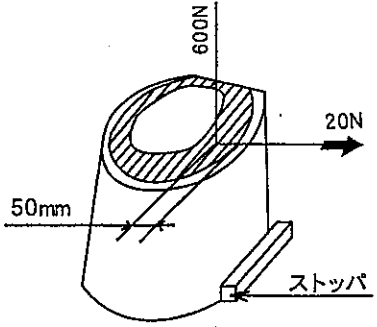
据え置き式：和風大便器にかぶせて使用するもの

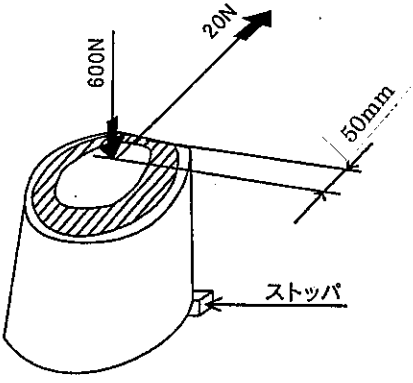
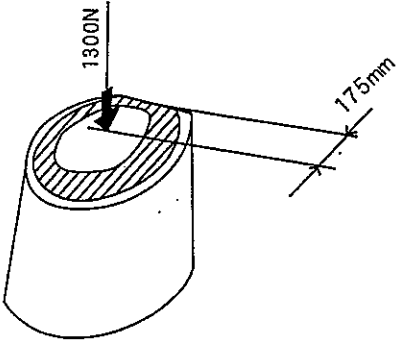
両用式：両用便器にかぶせて使用するもの

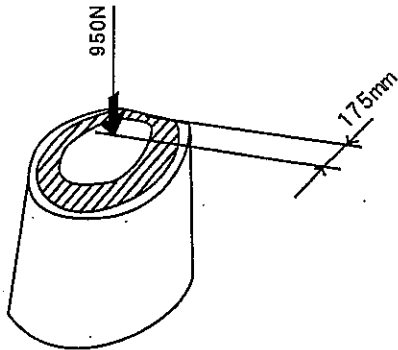
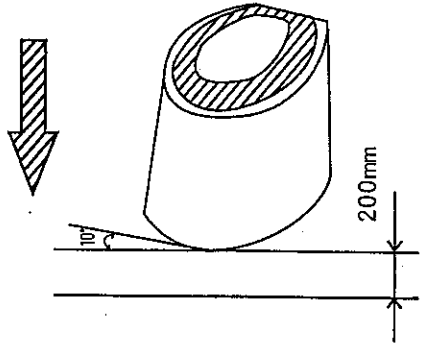
4. 安全性品質

簡易腰掛け便座の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. 簡易腰掛け便座の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1)仕上げは良好で、使用時に身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がなく、かつ、外部に現れるボルト・ナットなどの先端は著しく突き出していないこと。</p> <p>(2)各部の接合、組み立て等は良好で、緩み、がた、変形等がないこと。</p>	<p>1. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1)目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2)目視及び触感により確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
<p>2. 安定性</p>	<p>2. 簡易腰掛け便座の安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 据え置き式にあつては、前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(2) 据え置き式にあつては、側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>2. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 図1に示すように、水平で平坦な床面に設置し前脚部をストッパに当て、便座面の中央前縁から50mmの位置に600Nの力を垂直に加える。次に垂直力を加えた位置を、前方に20Nの力を水平に加え確認すること。</p> <p>なお、試験は便座面の全面を覆う剛性のあるあて板を置き、垂直力は直径100mmのあて板を用いて加える。以下、安定性試験の試験条件は同様とする。</p>  <p>図1：前方安定性試験（便座面のあて板無しの場合の例図）</p> <p>(2) 図2に示すように、水平で平坦な床面に設置し、片側の脚部をストッパに当て、便座面の中央側縁から50mmの位置に600Nの力を垂直に加える。次に垂直力を加えた位置を、側方に20Nの力を水平に加え確認すること。</p>  <p>図2：側方安定性試験（便座面のあて板無しの場合の例図）</p>

項目	認定基準	基準確認方法
3. 強度	<p>(3) 据え置き式にあつては、後方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>3. 簡易腰掛け便座は、便座面の静的強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(3) 図3に示すように、水平・平坦な床面に置き、後脚部をストッパに当て、便座面の中央後縁から50mm前方の位置に、600Nの垂直力を座面に加える。次に垂直力を加えた位置を、後方に20Nの力を水平に加え確認すること。</p>  <p>図3：後方安定性試験（便座面のあて板無しの場合の例図）</p> <p>3. 図4に示すように、便座面の中央後縁から175mm前方の位置に、1300Nの力を繰り返し10回加え確認すること。 なお、試験は便座面の全面を覆う剛性のあるあて板を置いて行うこと。</p>  <p>図4：便座面の静的強度試験（便座面のあて板無しの場合の例図）</p>

項目	認定基準	基準確認方法
4. 耐久性	4. 簡易腰掛け便座は、便座面の耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>4. 図5に示すように、便座面の中央後縁から175mm前方の位置に、950Nの力を繰り返し12,500回加え確認すること。 なお、試験は便座面の全面を覆う剛性のあるあて板を置いて行うこと。</p>  <p>図5：便座面の耐久性試験（便座面のあて板無しの例図）</p>
5. 耐落下衝撃	5. 簡易腰掛け便座は、耐落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>5. 図6に示すように、1つの角部に対して、その角部と対角線上反対側にある角部を結ぶ直線が水平に対し約10度傾け、残りの角部を結ぶ直線が水平になるように支える。 次に高さ200mmから、前脚の1つを10回、後脚部の1つを10回床面に落下させ確認すること。ただし、電装品が付属しているものは、試験後に身体に有害な異状がないことを確認すること。 なお、床面はコンクリート上面に厚さ約2mmのゴムシートを敷いたものとする。</p>  <p>図6：耐落下衝撃試験例</p>

項目	認定基準	基準確認方法
6. 電気部品	6. 電気部品が取り付けられているものは、電気用品安全法で定めた技術基準に適合していること。	6. 電気用品安全法で定めた表示等により確認すること。
7. 付属品	7. 付属品は、使用上の安全性を損なわないこと。	7. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり等の有無及び構造等について、目視、触感等により確認すること。

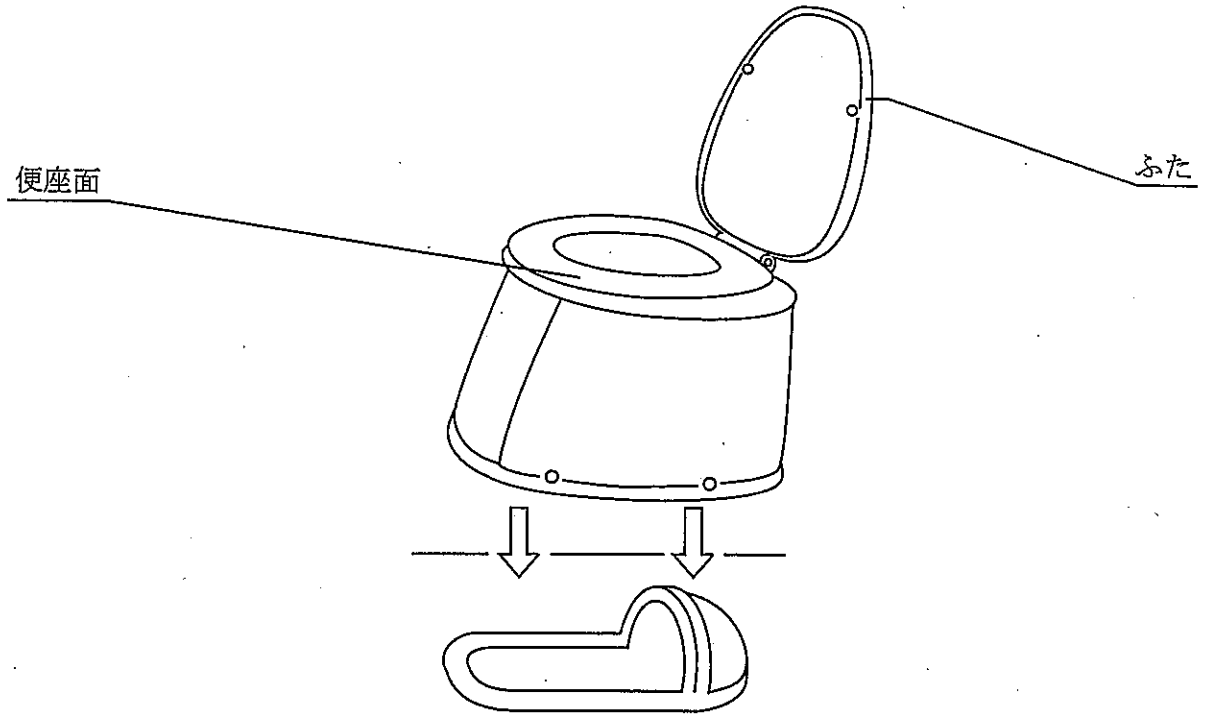
5. 表示及び取扱説明書

簡易腰掛け便座の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

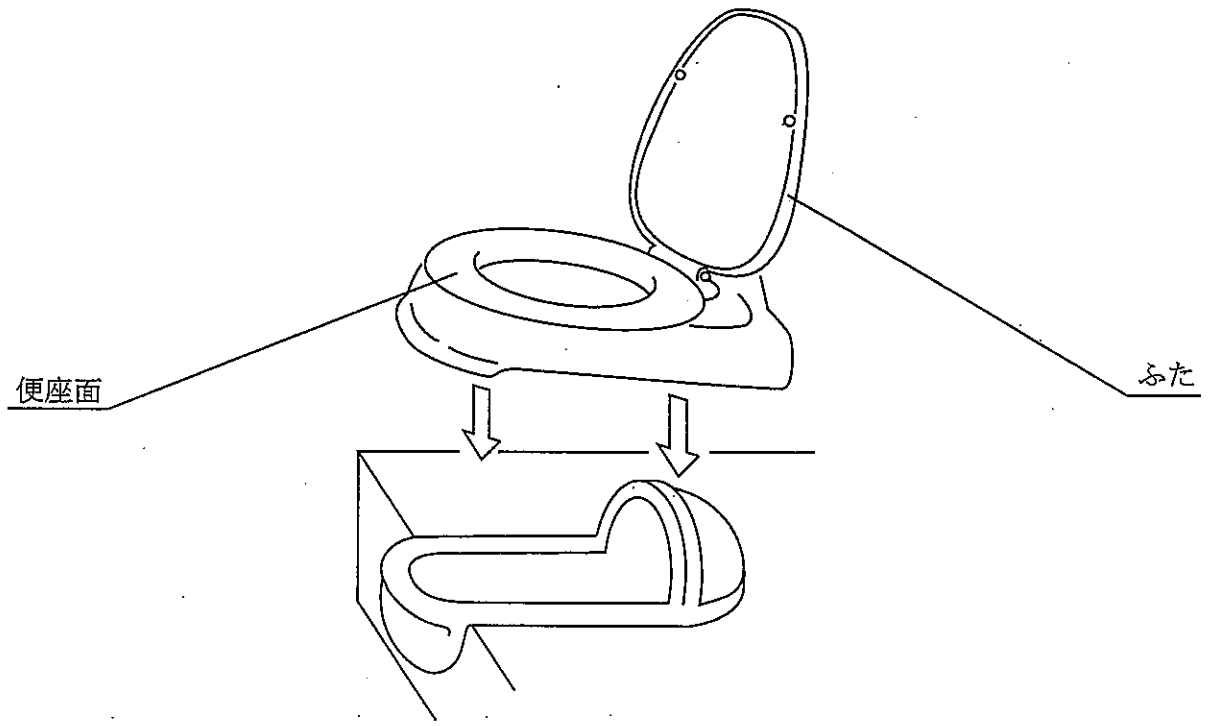
項目	認定基準	基準確認方法
<p>1. 表示</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。なお、(3)は見やすい箇所に大きな字で表示すること。</p> <p>(1)申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)最大使用者体重（100kg以下で表示）</p> <p>(4)各部の寸法、質量、適合する和風便器の寸法（表示場所は包装でも可）</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認すること。また、(3)の文字の大きさ（縦寸法）は4.9mm以上であること。</p>
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(7)については安全警告標識（△）を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 各部の名称（図で示すこと。）</p> <p>(3) 組立及び設置方法</p> <p>(4) 手入れの方法（洗剤、消毒剤等の明示）</p> <p>(5) 使用方法</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1) については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認知しやすいものであること。(7)については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(6) 設置場所の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定の悪い場所に設置しないこと。 ・火気の近くに設置しないこと。 <p>(7) 使用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用前には各部を点検し、組み立て式のものには組み立てを確実にしていることを確認して使用すること。 ・使用者の身体状況により、介助者が付き添ったり、購入先や専門家等に相談すること。 ・両用式のものには奥に寄せて設置すること。（固定式でないもの） ・踏み台替わりに使用しないこと。 ・最大使用者体重を守ること。 ・電装品が付属しているものは、電装品の取り扱いの注意事項 ・電装品が付属しているものは、持ち運びの注意事項（持ち運ぶ際に落下させないこと等） <p>(8) 諸元表（各部の寸法、質量等）</p> <p>(9) SGマーク制度は、簡易腰掛け便座の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること。</p> <p>(10) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	

参考付図



据え置き式



両用式